

## ⑰ 屋外広告物の表示には許可が必要です

問 都市計画課(内線 586)

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板・はり紙・はり札のほか、広告塔・広告板・建物等に掲出されたものをいいます。

屋外広告物の表示は、まちの良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止の観点から一定のルールがあり、市では茨城県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。

屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。みなさんのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

## ⑱ 中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務付けられます

問 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

4月1日から、中小企業にも職場におけるハラスメント対策が義務化されます。

事業主は、次の措置を必ず講じなければなりません。規定の整備や、社内体制の点検を行います。

1. 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
4. そのほか併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取り扱いをしない旨の定め)

## ⑲ 茨城県の特定最低賃金が改正されました

問 茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216 水戸労働基準監督署 TEL 029-226-2237

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、改正決定されました。

使用者と労働者が合意して「特定(産業別)最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ、「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。

なお、次の(1)から(3)に掲げる者等については特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額 879 円)が適用されます。

- (1) 18 歳未満または 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

### 茨城県の特定(産業別)最低賃金

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	975 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935 円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932 円
各種商品小売業	881 円

効力発生日 令和 3 年 12 月 31 日

